学校法人会計の特徴や企業会計との違い等について

学校法人会計は、文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に基づき経理処理が行われ、主な計算書類は、①資金収支計算書②事業活動収支計算書③貸借対照表になります。

資金収支計算書は実際の資金の流れに基づき、事業活動収支計算書は学校運営の視点から表示され、さらに貸借対照表は、決算日（３ 月31 日現在）の資産負債･基本金等の状況を示し、大学（学園）の財政状態を明らかにするものです。

一方、企業会計では、①損益計算書と②貸借対照表、そして上場企業においては、キャッシュフロー計算書が作成されます。経営成績を知ることで、利益を得ることを目的としています。

学校法人会計の科目等について

学校法人会計で作成される主な計算書類や記載される勘定科目の内容は次のとおりです。

●資金収支計算書（≒キャッシュフロー）

当該会計年度中の教育研究活動等の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容と、当該会計年度の支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

●事業活動収支計算書（≒損益計算書）

当該会計年度中の事業活動収入と事業活動支出の内容並びに、収支の均衡状態を明らかにするものです。

＊事業活動収支計算書には、資金は動かないが損益となるもの（減価償却費等）は含まれ、資金は動くが損益とならないもの（施設･設備関係支出等）は含みません。

●貸借対照表

年度末における資産、負債、純資産（基本金、繰越収支差額）の状態を明らかにするものです。

●資金収支計算書の主な勘定科目

【資金収入（支出）調整勘定】

当該会計年度の資金の動きを明らかにするために設けられた勘定科目。

収入の部「資金収入調整勘定」では、「期末未収入金」（本来、当該会計年度（本年度）に収入されるべきもので翌年度以降に入金される収入）や「前期末前受金」（本年度の入学金や授業料などで前年度に既に受け入れている収入）があります。

支出の部「資金支出調整勘定」では、「期末未払金」（本来、本年度に支出されるべきもので翌年度以降に支払う支出）や「前期末前払金」（前年度までに支払った本年度分の支出）があります。

●事業活動収支計算書の主な勘定科目

【減価償却額】

時間の経過や使用によって価値が減少する固定資産の取得にかかった費用を、その資産が使える期間（耐用年数）に対応して費用として計上します。学校法人会計では、定額法とされています。

【退職給与引当金繰入額】

教職員の将来の退職金に備えて、当該会計年度の負担額を費用計上します。

【基本金組入前当年度収支差額（事業活動収入－事業活動支出）】

当年度の事業活動収入計から事業活動支出計を控除した差額に等しくなります。

【当年度収支差額(＝基本金組入前当年度収支差額－基本金組入額)】

学校法人においては、経営を「利益の追求」という考えではなく、「収支のバランス＝均衡」が重視され、基本金組入前当年度収支差額（事業活動収入－事業活動支出）から基本金組入額を控除した差額が当年度収支差額になります。なお、当年度収支差額に基本金取崩を加えた額が当年度における全体の収支差額となります。

●資金収支計算書と事業活動収支計算書に共通する勘定科目

【学生生徒等納付金】
授業料や入学金等、学生が納入したものです。収入のうち大きな割合を占めます。

【手数料】
入学検定料や証明書発行手数料等です。

【経常費等補助金】
国や地方公共団体金（文部科学省、私立学校振興・共済事業団、都道府県等）からの補助金です。

【人件費】
教員・職員等の人件費です。

【教育研究経費】
教育・研究活動や学生厚生のための経費です。

【管理経費】
学校管理（総務・人事・経理等）業務や学生募集の広報など、教育・研究活動に直接該当しない業務に要する経費になります。

●貸借対照表の主な勘定科目

【固定資産】
貸借対照表日後１年を超えて現金化もしくは使用される資産

【流動資産】
貸借対照表日後１年以内に現金化または使用される現預金等の資産

【固定負債】
返済期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するもの

【流動負債】
返済期限が貸借対照表日後１年以内に到来するもの

【基本金】
学校法人が計画に基づき必要な資産を継続的に維持するための金額であり、学校法人会計基準では、第１号～第４号の基本金が定められています。
第１号基本金：学校の設立時や規模の拡大時の設備投資に充てた固定資産の金額の累計
第２号基本金：将来取得する固定資産の財源に充当するための資金
第３号基本金：奨学資金や研究資金等に充てることを目的として、継続的に保持・運用していく資金
第４号基本金：学校運営に必要な最低限の運転資金を確保する目的として、別に文部科学大臣が定める額
（概ね１ヶ月の運転資金）